

中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る

公募型プロポーザル

<実施要領>

<目次>

- 1 目的
- 2 基本事項
- 3 スケジュール
- 4 業務概要
- 5 参加者の資格要件
- 6 業務実施上の条件
- 7 参加表明書の提出
- 8 技術提案書の提出
- 9 技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング
- 10 審査方法
- 11 契約の交渉
- 12 現地見学会の実施
- 13 資料の貸与
- 14 質問の受付及び回答
- 15 その他

中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本プロポーザルは、中野市市民会館リノベーション設計業務(以下、「設計業務」という。)を委託するにあたり、高い技術力と豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的に実施するものである。

2 基本事項

(1) 名称

中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)

(2) 主催者

中野市

(3) 募集方法

公募型

(4) 選考方針

ア 最適候補者等の審査は、審査委員会において行う。

イ 一次審査では、参加表明書の提出者の中から、参加表明書に基づき資格審査及び評価を行い、技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

二次審査では、技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、最適候補者及び次点者を選定する。

(5) 性格

本プロポーザルは、最適候補者等を選定するため、設計者の基本的な考え方や設計に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価するものとする。

(6) 担当課

中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電話 0269-22-2111 (内線 394)

3 スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで行う。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和2年3月25日(水) |
| (2) 現地見学会受付 | 令和2年3月25日(水)～令和2年3月30日(月) |
| (3) 現地見学会 | 令和2年4月2日(木)～令和2年4月3日(金) |

- (4) 質問の受付 令和2年4月6日(月)～令和2年4月8日(水)
- (5) 質問の回答 令和2年4月15日(水)までに回答
- (6) 参加表明書等の提出 令和2年4月16日(木)～令和2年4月22日(水)
- (7) 一次審査の結果通知 令和2年4月24日(金)までに通知
- (8) 技術提案書の提出 令和2年5月18日(月)～令和2年5月20日(水)
- (9) プレゼンテーション 令和2年5月27日(水)
- (10) 二次審査の結果通知 令和2年5月29日(金)までに通知

4 業務概要

(1) 業務名

中野市市民会館リノベーション設計業務委託

(2) 業務内容

ア 市民会館リノベーションに係る基本設計・実施設計業務

イ 市民会館長寿命化計画等策定業務

ウ 市民説明会等の企画・協力業務

※設計業務の詳細は、特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月12日(金)までとする。

(4) 整備計画地

中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館

(5) 敷地面積

5,371.17 m²

(6) 施設概要

棟名	構造・階数	延床面積	建築年
ホール棟	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建て	2,150.66 m ²	昭和44年
(便所増築部分)	鉄筋コンクリート造 1階建て	6.76 m ²	昭和56年
会議室棟	鉄筋コンクリート造 2階建て	1,122.5 m ²	昭和44年
(便所増築部分)	鉄筋コンクリート造 1階建て	4.62 m ²	昭和58年
機械室棟	鉄筋コンクリート造 平屋建て	272 m ²	昭和44年
便所棟	ブロック造 平屋建て	9.2 m ²	昭和47年

- (7) 概算工事費
整備工事一式（備品等を含む。）
1,980,000 千円（上限額・税込額）
- (8) 計画概要
中野市市民会館整備方針及びリノベーション計画概要のとおり
- (9) 事業スケジュール（予定）
 - ア 本プロポーザル 令和2年3月～令和2年5月
 - イ 設計業務 令和2年6月～令和3年3月
 - ウ リノベーション整備工事 令和3年6月～令和4年9月
 - エ 市民会館オープン 令和4年10月
- (10) 業務委託料（上限提案額）
80,000 千円（上限額・税込額）

5 参加者の資格要件

参加表明書提出日において、次の(1)から(9)までの資格要件をすべて満たす単体企業又はその単体企業を代表者とし、(1)から(3)まで及び(5)から(8)までの資格要件を満たす者（以下「構成員」という。）によって構成される設計共同体で(10)の資格要件を満たす者であること。

- (1) 「平成 31・32 年度中野市建設工事等競争入札参加資格者名簿」の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録のある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 建築士法第 5 条の規定による一級建築士免許の登録がされている者（3 月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る。）を 5 人以上有していること。
- (5) 中野市建設工事等入札参加者に係る指名停止規定(平成 17 年中野市訓令第 28 号)第 2 条又は第 3 条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (8) 中野市暴力団排除条例(平成 24 年中野市条例第 8 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (9) 次に掲げる業務実績をすべて有する者であること。
 - ア 平成 12 年 4 月 1 日以降、延べ床面積 2,000 m²以上の鉄筋コンクリート造の

公共建築物の耐震補強工事の基本設計業務及び実施設計業務を元請で受託し、公告日までに完了した実績を有すること。

イ 平成12年4月1日以降、建築基準法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物のうちプロセニアム型舞台を有する300席以上の劇場（当該機能を有する複合施設を含む。）の新築又は改修工事に係る基本設計業務及び実施設計業務を元請で受託し、公告日までに完了した実績を有すること。

(10) 設計共同体の要件

ア 設計共同体の構成員は2者であること。

イ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の企業体の構成員でない者であること。

ウ 代表構成員は出資比率の最も多い者であること。

エ 一つの分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

オ 構成員は、中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村に本社を有する者であること。

6 業務実施上の条件

「5 参加者の資格要件」の他、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 配置技術者の資格要件

次の要件を備えた管理技術者及び主任担当技術者をそれぞれ1人配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者及び各担当分野の主任担当技術者の兼任は認めないものとする。

ア 管理技術者

次の資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 参加者の組織と3カ月以上の恒常的な雇用関係がある者であること。また、設計共同体とする場合は代表構成員に所属する者であること。
- ② 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- ③ 平成12年4月1日以降に延べ床面積2,000㎡以上の公共建築物の新築に係る基本設計及び実施設計業務を管理技術者又は建築（総合）主任担当技術者として担当した実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者であること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

次の資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 参加者の組織と3カ月以上の恒常的な雇用関係がある者であること。ま

た、設計共同体とする場合は代表構成員に所属する者であること。

- ② 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

ウ 建築（構造）主任担当技術者

建築士法第 10 条の 2 第 1 項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

エ 建築（積算）主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① （社）日本建築積算協会が付与する建築積算士の資格を有する者であること。
- ② （社）日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者であること。

オ 電気設備主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① 建築士法第 10 条の 2 第 2 項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）に規定する建築設備士の資格を有する者であること。

カ 機械設備主任担当技術者

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ① 建築士法第 10 条の 2 第 2 項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- ② 建築士法施行規則に規定する建築設備士の資格を有する者であること。

キ 音響主任担当技術者

建築基準法別表第 1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物で、プロセニウム型舞台を有する劇場（当該機能を有する複合施設を含む。）の新築又は改修工事に係る設計業務の音響担当技術者又はこれと同等以上の立場の技術者として担当した実績を有する者であること。

ク 舞台主任担当技術者

建築基準法別表第 1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物で、プロセニウム型舞台を有する劇場（当該機能を有する複合施設を含む。）の新築又は改修工事に係る設計業務の舞台担当技術者又はこれと同等以上の立場の技術者として担当した実績を有する者であること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野である建築（総合）分野の再委託は認めない。

イ 各分担業務分野の再委託先は、本業務に関与することができる各主任担当

技術者に係る「(1)配置技術者の資格要件」を満たす者が所属していること。

ただし、参加者の組織に資格要件を満たす者が所属し、本業務に参与することができる場合は、この限りではない。

ウ その他、必要に応じて再委託することができる。

(3) 参加に対する制限

ア 審査委員会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織の参加は認めない。

イ 技術提案書の提出者と他の技術提案書を提出しようとする者との間に、以下に掲げる関係がないこと。

① 資本関係（次のいずれかの関係にある場合をいう。）

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。ただし、技術提案書を提出しようとする子会社が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中の会社である場合は除く。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係（次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)の場合は、会社の一方が更生会社又は再生手続が継続中の会社であるときは除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第2条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他

上記①又は②と同視しうる関係

7 参加表明書の提出【一次審査】

(1) 提出書類及び提出部数

ア 様式1「参加表明書」1部

イ 様式2「参加者の資格確認調書」2部

ウ 様式3「配置技術者の資格確認調書」2部

エ 様式4「協力事務所確認調書」2部

オ 様式5「参加者の技術者数等評価調書」2部

カ 様式6「参加者の実績等評価調書」2部

キ 様式7「配置技術者の実績等評価調書」2部

ク 様式8「受賞歴評価調書」2部

ケ 各様式に係る添付資料 1部

(2) 提出期間

令和2年4月16日(木)～4月22日(水)(閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、事前に担当課へ電話連絡のうえ、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出先

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係

(5) 一次審査の結果

令和2年4月24日(金)までに参加表明書提出者全員に郵送で発送する。

8 技術提案書の提出【二次審査】

(1) 提出書類及び提出部数

ア 様式9「技術提案書」 1部提出

イ 様式10「業務実施方針書」 11部提出

ウ 様式11「特定テーマについての技術提案書」 11部提出

エ 任意様式「業務委託見積書」 1部提出

カ 任意様式「工事費概算内訳書」 1部提出

(2) 特定テーマ

ア 「ここで観る・聴く」「ここで歌う・奏でる」「ここでつながる・集まる」を具体化するリノベーションの提案

イ 音楽都市「中野市」らしさを表現し文化・芸術の拠点を市民とともに創り上げるための提案

ウ モダニズム建築に新たな価値を生み出すための耐震補強計画や長寿命化改修などの提案

エ 設計者の経験と実績に基づく有効な提案

(3) 書類作成上の留意事項

ア 様式10「業務実施方針書」はA3判横(片面)1枚、様式11「特定テーマについての技術提案書」は特定テーマ4題をA3判横(片面)3枚以内にまとめ、様式10「業務実施方針書」、様式11「特定テーマについての技術提案書」の順にひとまとめにし、左上をステープラ止めとすること。(表紙などは

つけないこと。)

イ 様式 10「業務実施方針書」及び様式 11「特定テーマについての技術提案書」は文章での表現のほか、簡易な図面、パース等を簡潔に記載すること。

なお、文字の大きさは 10 ポイント以上とすること。

(※図表内の文字の大きさは適宜とする。)

ウ 様式 10「業務実施方針書」及び様式 11「特定テーマについての技術提案書」については、提案者（設計共同体の構成員及び協力事務所等を含む。）が特定できる語句、記号、過去の実績名称等は記載しないこと。

エ 任意様式「業務委託見積書」及び「工事費概算内訳書」は、封入封印のうえ、提出者名と「中野市市民会館公募型プロポーザル業務委託見積書」と記載すること。

オ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。

(4) 提出期間

令和 2 年 5 月 18 日（月）から令和 2 年 5 月 20 日（水）まで
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(5) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、事前に担当課へ電話連絡のうえ、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

(6) 提出先

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係

9 技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

(1) 実施日

令和 2 年 5 月 27 日（水）

(2) 実施場所

中野市役所又は中野市市民会館

(3) 出席者

3 人以内とする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは原則として配置予定の管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者が行うこと。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

イ プレゼンテーションは技術提案書によるものとし、技術提案書の内容の変更

更、追加は認めない。

ただし、スクリーン等の使用のための編集を行うことは認める。

ウ 技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、該当者に別途通知する。

(5) 審査結果

令和2年5月29日（金）までに技術提案書提出者全員に郵送で発送する。

(6) その他

プレゼンテーション等の実施方法等を変更する場合は、技術提案者に通知する。

10 審査方法

(1) 審査委員会

最適候補者等の審査は、審査委員会において行う。

(2) 審査方法及び審査基準

審査は2段階方式により行う。

ア 一次審査

参加表明書に基づき資格審査及び評価を行い、技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

イ 二次審査

技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、最適候補者及び次点者を選定する。

(3) 審査結果の公表

ア 一次審査の結果については、参加表明書提出者全員に通知する。

イ 二次審査の結果については、技術提案書提出者全員に通知する。

ウ 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面により説明を求める事ができるものとする。

エ 前号の回答については、説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。

(4) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする場合がある。

ア 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 様式10「業務実施方針書」、様式11「特定テーマについての技術提案書」に提案者が特定できる語句、記号、過去の実績名称等を記載した場合

- エ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- オ 任意様式「業務委託見積書」の記載金額が、「4(10)業務委託料(上限提案額)」を超過した場合
- カ 任意様式「工事費概算内訳書」の記載金額が、「4(7)概算工事費」を超過した場合

11 契約の交渉

最適候補者と随意契約により契約締結の交渉を行う。

なお、最適候補者との契約交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

12 現地見学会の実施

現地見学会は次により実施する。

(1) 申込方法

ア 申込様式

様式 12「現地見学申込書」により申し込むこと。

イ 申込方法

持参、郵送又はファクスによる。ただし、郵送又はファクスの場合は、担当課へ受領又は着信の確認をすること。(いずれの提出方法でも申込期間内に必着とする。)

ウ 申込期間

令和2年3月25日(水)～令和2年3月30日(月)(閉庁日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

エ 申込先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 施設管理係
ファクス 0269-22-2295

(2) 実施方法等

ア 実施日時

令和2年4月2日(木)、令和2年4月3日(金)

イ 詳細な時間は、申し込み後、電話連絡をすることとする。

ウ 現地見学会に参加できる人数は1者5人までとし、各者1時間程度とする。

エ 当日は、担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。

オ 担当職員による説明及び質疑応答は一切行わない。

カ 写真・動画の撮影は可とする。周辺環境の撮影については自らの責任で行うこととする。

13 資料の貸与

本プロポーザルの実施にあたり、次の資料データを記録媒体により貸与するものとする。

(1) 貸与資料

- ア 中野市市民会館新築工事設計図（昭和 43 年）
- イ 中野市市民会館等冷暖房施設整備工事設計図（昭和 54 年）
- ウ 中野市市民会館耐震診断見直し調査結果（令和元年度）
- エ 中野市市民会館アスベスト調査結果（令和元年度ほか）
- オ 地質調査結果（平成 26 年度ほか）

(2) 申し込み

ア 申込様式

様式 13「資料貸与申込書」により申し込むこと。

イ 申込方法

持参、郵送又はファクスによる。ただし、郵送又はファクスの場合は、担当課へ受領又は着信の確認をすること。（いずれの提出方法でも申込期間内に必着とする。）

ウ 申込期間

令和 2 年 3 月 25 日（水）から令和 2 年 4 月 3 日（金）まで（閉庁日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

エ 申込先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号
中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係
ファクス 0269-22-2295

(3) 貸与方法

申し込み後、速やかに担当課へ来庁のうえ、受領すること。なお、電話連絡の上、申込書を持参の場合は、その場で貸与する。

14 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成又は提出に関する事項並びに設計業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問の方法

ア 提出様式

様式 14「質問書」

イ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファクスによる。ただし、郵送、電子メール又はファクスの場合は、担当課へ受領又は着信の確認をすること。(いずれの提出方法でも受付期間内に必着とする。)

ウ 提出期間

令和2年4月6日(月)～令和2年4月8日(水)

午前8時30分～午後5時15分

エ 提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市 暮らしと文化部 文化スポーツ課 文化振興係

電子メール bunshin@city.nakano.nagano.jp

ファクス 0269-22-2295

(3) 質問の回答

提出された質問に対する回答は、令和2年4月15日(水)までに中野市公式ホームページに掲載する。

15 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 著作権及び意匠

- ① 提出された技術提案書の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。
- ② 技術提案書に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
- ③ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

ア 市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他必要と認めるときには、技術提案書を無償で使用することができるものとする。

この場合、提案者名は明示するものとする。

イ 最適候補者として特定された者の技術提案書及びその他の者の技術提案書(必要により概要版)は中野市公式ホームページ及び市役所窓口で公開する。

(3) 経費の負担

ア 参加表明書及び技術提案書の作成に要した費用は、参加者の負担とする。

イ 書類提出及び二次審査等の旅費は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加表明書及び技術提案書の提出は1者につき1件とする。

- イ 受理した参加表明書及び技術提案書の差替えは認めない。
- ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- エ 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、病床、死亡、退職等の特別な理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更する事は認めない。なお、変更する場合は同等以上の技術者を充て、発注者の了解を得ること。
- オ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面で届け出ること。
- カ 設計業務受託者には工事監理業務を発注する予定である。